

雫石町公開型地理情報システム（GIS）構築業務委託
公募型プロポーザル（企画提案）方式 募集要領

1. 趣旨

本要領は、雫石町公開型地理情報システム（GIS）構築業務委託（以下「本業務」という。）の実施にあたり、住民の利便性向上や地域活力の創出に向けた課題等を的確に捉え、価格のみではなく、事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、実現性等を勘案し、総合的な見地から判断して最も優れた企画提案を行った事業者を本業務の委託契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）として選定するための公募型プロポーザル（企画提案）（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要・契約条件

(1) 業務名

雫石町公開型地理情報システム（GIS）構築業務委託

(2) 契約形態

業務委託契約

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 業務内容

別添「雫石町公開型地理情報システム（GIS）構築業務委託」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(5) 提案上限額

74,613,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とし、提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

(6) 契約保証金

町契約規則第24条第2項の規定に基づき、契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、町契約規則第25条に該当する場合は、全部を免除することができる。

(7) 契約代金の支払い

原則、事業終了後に実施する地方自治法第234条の2第1項の規定に基づく検査完了後の精算払とする。ただし、受託事業者が業務の円滑な遂行を図るために必要である場合に限り、契約額の10分の7以内の前払金の支払いを町に請求できるものとする。

(8) 支払額の確定方法

事業終了後、地方自治法第234条の2第1項の規定に基づき検査を実施し、

支払額を確定する。支払額は契約金額の範囲内であって、支出を要したと認められる費用の合計とする。

3. 参加資格

- (1) 法人格を有する企業、団体等であって、事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。なお、「的確に遂行するに足る能力を有すること」とは、以下のとおりとする。
 - ア 総勘定元帳及び現金出納帳等の会計関係帳簿類を整備していること。
 - イ 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。
- (2) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - イ 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立てが行われた者
 - ウ 民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てが行われた者
 - エ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団を言う。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (3) 雫石町営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 20 年訓令第 3 号）第 2 第 1 項若しくは第 3 第 1 項から第 3 項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 税金（国税、地方税等）に滞納がないこと。
- (5) 過去 10 年以内に、地方自治体において同様の業務の実績を有していること。
なお、同様の業務とは、公開型 GIS の構築に係る業務とする。
- (6) 配置予定技術者は、別に定める特記仕様書における第 12 条の条件を満たす者

であること。

- (7) 本業務の実施にあたり、町との連絡調整、打合せ等に適切かつ迅速に対処でき、必要に応じて現地調査を行うことができること。
- (8) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (10) 岩手県内に本社、支社又は営業所を有する単体企業であること。
- (11) その他関係法令を遵守すること。

4. 失格事項

参加表明者が次の事項に該当すると町が判断した場合は失格とする。ただし、町がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要領における諸条件に違反した場合
- (3) 参加資格を欠いていることが判明した場合
- (4) その他参加表明者の失格事項に相当するものと町が判断した場合

5. 実施スケジュール

項目	期日
公募開始	令和8年4月 8日 (水) 午後1時から町 HP で掲載
質問書受付期間	令和8年4月 8日 (水) 午後1時から 令和8年4月 15日 (水) 午後5時まで (必着)
質問書回答日	令和8年4月 22日 (水)
参加表明書受付期間	令和8年4月 8日 (水) 午後1時から 令和8年4月 28日 (火) 午後5時まで (必着)
参加資格審査結果通知日	令和8年5月 1日 (金)
企画提案書受付期間	令和8年5月 1日 (金) の結果通知後から 令和8年5月 22日 (金) 午後5時まで (必着)
審査期間 (プレゼン等)	令和8年5月下旬から令和8年6月中旬
審査結果通知日	令和8年6月中旬
見積書の提出	令和8年6月下旬
契約手続き	令和8年7月 1日 (水) を予定

6. 質問の受付等

- (1) 質問書受付期限
令和8年4月 15日 (水) 午後5時 (必着)
- (2) 質問方法

所定の質問書（様式第1号）に入力し、本要領「12. 本事業担当課（連絡先・書類提出先）」へ電子メールに添付して提出すること。その際件名を「【企業名_公開型 GIS_プロポーザルに関する質問】」とすること。（電子メール以外の方法による質問は受け付けない。）

(3) 回答

令和8年4月22日（水）までに、雫石町ホームページ上で公表する。公表する形式は質問者の名前等を伏せた状態で、質問内容と回答を公表する。なお、質問に対する回答は本要領の追加又は修正とみなす。

(4) 留意事項

審査基準等に関する質問は一切受け付けない。

7. 参加表明書の提出

参加希望者は、次により参加表明書及び参加資格確認に必要な書類を提出すること。

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出期限 | 令和8年4月28日（火）午後5時（必着） |
| (2) 提出先 | 本要領「12. 本事業担当課（連絡先・書類提出先）」まで提出すること。 |
| (3) 提出方法 | 持参又は郵送（持参する場合は、土日祝日の閉庁日を除く、平日開庁日の午前8時30分から午後5時まで）により提出すること。 |
| (4) 提出書類 | ア 参加表明書（様式第2号）
イ 会社概要書
ウ 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
エ 定款の写し
オ 直近2期分の決算報告書
カ 参加表明書提出日の直前3ヶ月以内に発行された、直近1年分または1事業所年度分の納税証明書又はその写し
※ 税金（国税、地方税）に滞納がないことの証明書
※ 法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 |
| (5) 提出部数 | 各1部 |
| (6) その他 | 上記(5)のすべての書類はA4版での提出を基本とする。なお、ア～カの順で製本し、インデックスを付けること。 |

8. 企画提案書等応募に関する事項

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (1) 提出期限 | 令和8年5月22日（金）午後5時（必着） |
| (2) 提出先 | 本要領「12. 本事業担当課（連絡先・書類提出先）」まで提 |

出すること。

- (3) 提出方法 持参又は郵送（持参する場合は、土日祝日の閉庁日を除く、平日開庁日の午前8時30分から午後5時まで）により提出すること。

(4) 提出書類

下記の①～⑤すべてA4版での提出を基本とする（A3版を使用する場合はA4サイズに折り込むこと）。ただし、既存のものを使用する場合はこの限りではない。なお、下記の①～⑤の順で製本し、インデックスを付けること。

① 企画提案書（様式第3号）

仕様書に基づき、参加表明者としての支援方針やアピールポイントを明記することとし、指定様式以外の企画内容の様式は自由とする。ただし、文字サイズは10.5ポイント以上とし、A4版20ページ以内とする。なお、以下の課題・テーマについては必ず提案すること。

○ 課題・テーマ

ア 業務の実施方針

雫石町の地域現況や行政サービスの向上に必要な事項、その他災害発生時における情報伝達手段として期待される効果等を踏まえ、業務の実施方針を提案すること。

イ システム構築の実施方針

本業務で構築するシステムの一式について、各々のシステム及びデータに期待される効果等を踏まえ、それらを実現するために提案者が留意すべきと考える事項を複数あげるとともに、その考え方や方策、推進のための環境整備、取組のスケジュール等について提案すること。

ウ 自由提案

当町の地域特性や提案者が有する実績及び知見等を活かし、地域の課題解決やさらなる行政サービスの向上に資する方策について、実現性を踏まえて自由に提案すること。

エ 業務スケジュール

本業務のスケジュール（業務工程）を役割分担等、具体的に提案すること。

② 経費積算書（様式第4号）

「2 業務概要・契約条件」に記載の提案上限額以下の金額で提示すること。※見積書を提出する場合は、積算根拠、内訳がわかるように記載すること（単位は円とし、税込表記とする）。なお、契約候補者に選定された場合、当該見積額が契約額を確約するものではない。

③ 関連業務実績表（様式第5号）

参加者及び管理技術者・照査技術者・担当技術者が、過去10年以内に地方自治体において同種業務を実施した実績（業務名、発注者名、契約期間、業務概要、契約金額）を記載すること。最大3件まで。

※業務実績を証する書類（契約書の写し等）を添付すること。

④ 業務実施体制表（様式第6号）

業務を受注した場合の体制、担当予定者の氏名、業務分担内容等について記載すること。

⑤ 業務実施者の資格を証するもの。

(5) 提出部数

上記①～⑤を15部（正本1部、副本14部）を提出すること。企画提案書（様式第3号）は正本1部のみ代表者印にて押印を行うこと。

(6) その他

提出期限後の企画提案書等の追加・修正・差し替えは一切認めない。ただし、やむを得ない理由により修正または変更が生じた場合で、町が承諾したものについては、この限りではない。

9. 受託候補者の決定方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル（企画提案）方式

(2) 審査

提出された企画提案書について、町が実施する個別の審査会において企画提案書等応募書類、プレゼンテーション（システムのデモンストレーション含む）及び質疑応答の内容を総合的に評価し、別に定める評価基準に基づき採点を行い、評価点数の合計が最高得点のものを契約候補者として選定する。

① 日時：令和8年5月下旬から令和8年6月中旬

※ 詳細な日時は確定次第、追って連絡する。

② 場所：雫石町役場内

③ プレゼンテーションの方法

一者につきプレゼンテーション40分程度、質疑応答20分程度とする。（企画提案書の内容説明を実施した後、質疑応答を行う。）また、説明者は5名以内とする。

なお審査会は、対面で行うものとするほか、必要に応じて事前に追加資料の提出を求めることがある。審査のスケジュール含め、これらについては企画提案書受領後、審査実施前に個別に連絡する。

(3) 審査基準

別に示す「公募型プロポーザル評価項目及び評価基準」に基づいて審査を行

う。なお、主な評価項目と配点は次のとおりとする。

評価項目	配点
過去の業務実績、配置技術者の同種業務の実績、事業実施体制等	30点
経費（経費積算書）	40点
企画提案力（企画提案書）	80点
取組姿勢（プレゼンテーション）	50点
合計	200点

(4) 審査結果

選考結果については、令和8年6月中旬頃に選考結果通知書（様式第7号）により参加表明者全員へ通知する。また、選考結果は町のホームページ上でも公開する。なお、審査経過については公表しないものとし、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(5) その他

参加表明者が一者の場合であっても、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その参加表明者を契約予定者として選定する。また、プレゼンテーション実施後、町が必要と認めたときは提案書の内容について、説明や資料の提出を求める場合がある。

また、第1位の受託候補者の決定が取り消された場合は、第2位の者を受託候補者とすることができる。

10. 契約の締結

- (1) 選定された受託候補者と町との間で業務内容や役割分担、契約金額等について協議を行い、協議が整った場合には随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）を締結することを原則とする。
- (2) プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案書の内容（参考見積内容を含む）をもって契約するとは限らない。
- (3) 契約協議において疑義が生じた場合は、町の解釈によるものとするので、あいまいな表現や記載を避けること。また、その解決に要する費用は提案者の負担とする。
- (4) 選定された受託候補者との協議が不調に終わった場合や失格の際には、審査会において次点とされたものと協議を行い協議が整った場合には、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）を締結する。
- (5) 町が作成した契約書によって契約を締結する。なお、支払方法やその他の条件については、契約書で定める。

1 1. 本事業担当課（連絡先・書類提出先）

〒020-0595 岩手県岩手郡雫石町千刈田 5 番地 1

雫石町総合政策課 ふるさと納税・DX 推進係 担当：大橋

メールアドレス：jyouhou@town.shizukuishi.iwate.jp

雫石町ホームページ：<https://www.town.shizukuishi.iwate.jp/>

（本要領及び提出書類様式はダウンロードできます。）

※ 持参する場合は、土日祝日の閉庁日を除く、平日開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに提出すること。（必着）

※ 郵送の場合は、締め切り日の午後 5 時必着。

1 2. その他

- (1) 提出書類の作成等、プロポーザルに参加する費用は全て参加表明者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、雫石町情報公開条例（平成 12 年 3 月 21 日条例第 1 号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (3) 同一法人からの複数の提案は認めない。
- (4) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、町が選定の公表等に必要な場合には当該著作権を無償で使用できることとする。
- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。